



2020年11月16日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 荒井 透  
(コード番号：7518 東証第1部)  
問 合 せ 先 管理本部 広報・IR室 村元 裕二  
(TEL. 03-6256-0615)

### 2021年3月期 第2四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を提出することを決定し、同申請書を関東財務局に提出することといたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる四半期報告書  
2021年3月期第2四半期報告書(自2020年7月1日至2020年9月30日)
2. 延長前の提出期限  
2020年11月16日
3. 延長が承認された場合の提出期限  
2020年12月16日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2020年10月26日付「2021年3月期第2四半期決算発表延期のお知らせ」に記載のとおり、当社は、外部機関からの指摘により、当社従業員による資金流用の疑義を認識し、これによる当社決算への影響を確認する等、2021年3月期第2四半期決算確定のための検討に一定の時間を要することから、2021年3月期第2四半期決算の発表を延期することといたしました。

その後、当社従業員による資金流用の疑義に関しては、2020年11月2日に外部調査委員会を設置し、調査を継続しているところですが、本日付で公表した「外部調査委員会への委嘱事項及び外部調査委員会委員の追加に関するお知らせ」に記載のとおり、当該調査の過程で、資金流用の目的のひとつとして、仕入先及び売上先を利用した原価の付替え行為が行われていた可能性を新たに認識するに至り、これに関する調査も行うこととするなど、調査の完了までにはなお一定の時間を要する見込みです。

また、当社は、2019年11月に東京国税局による指摘を端緒に、同年12月13日から2020年3月11日まで特別調査委員会による調査を実施し、2020年3月12日に「納品実体のない取引に関する調査最終報告書」を開示いたしました。特別調査委員会によれば、納品実体のない取引によって支払われた金銭の一部が複数の業者に流出していた事実が認定されております。調査最終報告書においては、当該業者から先の資金の流れについては認定するには至らなかったため、当社はこの時点において当該業者への資金流出までを想定し、

会計処理を行いました。

今般、2021年3月期第2四半期決算準備の過程において、外部機関の指摘により、上記納品実体のない取引により、当社から当該業者へ流出した資金の一部が、当社が売上として計上した取引にかかる役務や物品の提供に充てられていた可能性があるとの疑義が判明しました。これを受け、当該役務や物品の提供の対価とすべき金額（約20億円）の認識により、追加費用の計上や段階利益の修正が生じる可能性がございます。当社は、この点についても事実確認を実施しておりますが、他社やその取引先を調査対象としていることから、調査になお一定の時間を要する見込みです。

以上のことから、当社は、これらの事項についての調査及び監査法人による追加的なレビュー手続が必要のため、本来の提出期限である2020年11月16日までに2021年3月期第2四半期報告書を提出することができないと判断し、やむなく、提出期限の延長申請を行うことといたしました。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様及びお取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上